

へ居住した後においても、就職等をきっかけに県内居住を選択肢としてもらえる動機づくりの取組としても大きな意味を持つことから、引き続き、効果的な取組となるよう努められたい。

各事業で成果指標が定められ、成果確認も確実に行われているが、若者の県外流出が課題となっている現状を鑑み、高等学校卒業後、県外大学等へ進学した若者の就職状況を把握するなど、中・長期的な成果検証を行うことで、事業内容の一層の改善を図られたい。

【担当：社会教育課、義務教育課、高校教育課】

してもらえるよう、小・中学生段階での復興を教材とした福島ならではの社会体験活動・社会貢献活動を推進し、引き続き、効果的な取組を行っていく。

（義務教育課）

スーパーサイエンススクール事業における体験講座や理数コンテストによる理数分野の学習成果を活用する機会の提供を通して、理数分野に対する興味・関心を高めるとともに、昨年度までの成果と課題を企画運営に反映させることで、各事業をさらに充実させていく。

（高校教育課）

高等学校卒業後、県外大学等へ進学した若者の就職状況を把握するなど、中・長期的な成果検証が可能となる指標の設定方法等についても検討し、事業の改善に取り組んでいく。

（監査総務課）

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和7年10月24日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄
福島県監査委員 渡 辺 仁 子
福島県監査委員 阿 部 寿 子

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 定期監査

ア 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
環境創造センター	令和6年度	令和7年7月25日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

イ 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
会津保健福祉事務所	令和6年度	令和7年7月23日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
県南保健福祉事務所	令和6年度	令和7年7月24日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
県北保健福祉事務所	令和6年度	令和7年8月6日	満山喜一	渡辺 仁	実地監査
相双保健福祉事務所	令和6年度	令和7年8月6日	満山喜一	渡辺 仁	実地監査

ウ 商工労働部

--	--	--	--	--	--

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
ハイテクプラザ	令和6年度	令和7年7月25日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

エ 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県南農林事務所	令和6年度	令和7年7月24日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査

オ 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
喜多方建設事務所	令和6年度	令和7年7月23日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

カ 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
伊達高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
福島工業高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
喜多方高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
相双教育事務所	令和5年度 令和6年度	令和7年7月30日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
福島明成高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月30日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
二本松実業高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月30日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
須賀川創英館高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月30日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
西会津高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月30日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
会津農林高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月30日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査

(2) 技術監査
農林水産部

対象機関及び工事等名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
農林水産部 須賀川農業普及 所移転工事	令和7年度	令和7年7月30日	満山喜一	阿部寿子	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 定期監査

ア 生活環境部

監査した結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

--

対象機関	是正・改善を求めた事項
環境創造センター	・ 内部統制及び契約事務手続に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) オイルタンク保守点検業務委託について、契約期間内に業務が履行されなかったにもかかわらず、担当者は、上司に報告することなく、契約期間を修正した契約書を決裁を受けずに作成して公印を押印し、差し替えている。 また、当該業務について、組織内の情報共有や進捗管理も不十分であった。 当初契約期間 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで 差し替え後の契約期間 令和6年4月1日から令和7年1月31日まで 履行年月日 令和7年1月27日 (是正又は改善の意見) 契約事務の手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

イ 保健福祉部

(7) 監査した結果、次の1件の指摘事項、1件の指導事項については是正・改善を求めた。

a 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項																																				
県南保健福祉事務所	・ 契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 平成21年から令和6年までに公用車8台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21年度</td><td>9,415円</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>16,140円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>16,140円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>15,720円</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>15,300円</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>15,720円</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>15,720円</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>15,720円</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>22,270円</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>94,320円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>94,320円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>95,610円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>107,100円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>107,100円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>99,750円</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>96,800円</td></tr> <tr><td>計</td><td>837,145円</td></tr> </tbody> </table> (是正又は改善の意見) 契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。	年 度	金 額	平成21年度	9,415円	平成22年度	16,140円	平成23年度	16,140円	平成24年度	15,720円	平成25年度	15,300円	平成26年度	15,720円	平成27年度	15,720円	平成28年度	15,720円	平成29年度	22,270円	平成30年度	94,320円	令和元年度	94,320円	令和2年度	95,610円	令和3年度	107,100円	令和4年度	107,100円	令和5年度	99,750円	令和6年度	96,800円	計	837,145円
年 度	金 額																																				
平成21年度	9,415円																																				
平成22年度	16,140円																																				
平成23年度	16,140円																																				
平成24年度	15,720円																																				
平成25年度	15,300円																																				
平成26年度	15,720円																																				
平成27年度	15,720円																																				
平成28年度	15,720円																																				
平成29年度	22,270円																																				
平成30年度	94,320円																																				
令和元年度	94,320円																																				
令和2年度	95,610円																																				
令和3年度	107,100円																																				
令和4年度	107,100円																																				
令和5年度	99,750円																																				
令和6年度	96,800円																																				
計	837,145円																																				

b 指導事項

--	--

対象機関	是正・改善を求めた事項
県南保健福祉事務所	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定に基づく診察を行った医師の報酬について、同姓同名の別人の預金口座に誤って支払っている。

(4) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ウ 商工労働部

監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
ハイテクプラザ	・管理換えを受けた公用車1台のカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。 ・公募型プロポーザルの募集要領の策定は、外部の有識者や他部局の職員を含めて設置する審査委員会が行う必要があるが、内部の職員のみで策定している。

エ 農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

オ 土木部

監査した結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項																								
喜多方建設事務所	・契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 平成31年3月から令和5年12月までに除雪ステーションに設置されたテレビ3台及び令和3年1月にWeb会議用モニターとして購入したテレビ1台について、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。 また、平成27年10月から令和6年1月までに公用車11台に設置したカーナビゲーションシステム並びに平成29年9月及び令和2年6月に購入した携帯電話2台について、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td><td>10,480円</td></tr> <tr> <td>平成28年度</td><td>31,440円</td></tr> <tr> <td>平成29年度</td><td>45,850円</td></tr> <tr> <td>平成30年度</td><td>93,010円</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>115,280円</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>157,545円</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>198,900円</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>200,175円</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>207,580円</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>212,720円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,272,980円</td></tr> </tbody> </table> (是正又は改善の意見) 契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行	年 度	金 額	平成27年度	10,480円	平成28年度	31,440円	平成29年度	45,850円	平成30年度	93,010円	令和元年度	115,280円	令和2年度	157,545円	令和3年度	198,900円	令和4年度	200,175円	令和5年度	207,580円	令和6年度	212,720円	計	1,272,980円
年 度	金 額																								
平成27年度	10,480円																								
平成28年度	31,440円																								
平成29年度	45,850円																								
平成30年度	93,010円																								
令和元年度	115,280円																								
令和2年度	157,545円																								
令和3年度	198,900円																								
令和4年度	200,175円																								
令和5年度	207,580円																								
令和6年度	212,720円																								
計	1,272,980円																								

うとともに、チェック体制を強化すること。

カ 教育委員会

(7) 監査した結果、次の4件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
相双教育事務所	・ 福島「未来の教室」授業充実事業研究会に係る講師1名分の報償費及び旅費について、講演終了後、速やかに支払うべきところ、7か月以上経過して支払っている。
福島明成高等学校	・ 出前講座に係る講師1名分の報償費及び旅費について、講座終了後、速やかに支払うべきところ、3か月以上経過して支払っている。また、講習会に係る講師2名分の報償費及び旅費について、講習会終了後、速やかに支払うべきところ、3か月以上経過して支払っている。
二本松実業高等学校	・ 総合的な探究の時間Ⅰに係る講師1名分の報償費及び旅費について、授業終了後、速やかに支払うべきところ、6か月以上経過して支払っている。
須賀川創英館高等学校	・ 行政財産使用許可に伴う管理経費の前期分の一括徴収について、9月に6か月分を直ちに調定すべきところ、5か月以上経過して調定している。

(4) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 技術監査

農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった工事は、工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当で、工事の施工が正確かつ適法に執行されており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した県公営企業に係る財務監査の結果は、次のとおりです。

令和7年10月24日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 阿 部 寿 子

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 定期監査

ア 土木部（流域下水道事業会計）

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県北流域下水道建設事務所	令和6年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
県中流域下水道建設事務所	令和6年度	令和7年8月8日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

イ 企業局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企業局いわき事業所	令和6年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	書面監査

ウ 病院局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
宮下病院	令和6年度	令和7年7月15日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
南会津病院	令和6年度	令和7年7月17日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
ふたば医療センター	令和6年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
ふくしま医療センターこころの杜	令和6年度	令和7年8月8日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査

(2) 技術監査
企業局

対象機関及び工事等名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企業局 沼部堰改築（1工区）工事	令和7年度	令和7年7月28日	満山喜一	阿部寿子	書面監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

5 監査等の結果

(1) 定期監査

- ア 土木部（流域下水道事業会計）
福島県流域下水道事業

対象機関	事業経営の状況
県北流域下水道建設事務所	福島市ほか1市2町を対象に流域下水道事業を行っており、当該年度における年間処理水量は19,821,050m ³ で、前年度と比較して、107,718m ³ （0.5％）減少した。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。
	是正・改善を求めた事項
	監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。 （指導事項） ・公用車1台のカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

対象機関	事業経営の状況
------	---------

県中流域下水道建設事務所	県中処理区（郡山市ほか2市2町）、二本松処理区（二本松市）、田村処理区（田村市）の3処理区において流域下水道事業を行っており、当該年度における年間処理水量は37,961,902m ³ で、前年度と比較して、41,031m ³ （0.1%）増加した。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。
	是正・改善を求めた事項
	監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。 （指導事項） ・備品2件について、更新されているにもかかわらず旧備品のまま固定資産台帳に登録されている。

イ 企業局
福島県工業用水道事業

対象機関	事業経営の状況
企業局いわき事業所	いわき市内の企業に対し、3工業用水（磐城、勿来、小名浜）により給水事業を行っており、当該年度における総給水量は311,851,087m ³ で、前年度と比較して、2,083,861m ³ （0.7%）減少した。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ウ 病院局
福島県立病院事業

対象機関	事業経営の状況
宮下病院	令和6年度の患者数は、入院が延べ2,447人、外来が延べ14,735人であり、前年度と比較して、入院は860人（54.2%）増加し、外来は2,029人（12.1%）減少した。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。
	是正・改善を求めた事項
	監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。 （指導事項） ・公用車5台のカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。 ・育児休業から復帰した職員1名の通勤手当について、遅延して支給している。

対象機関	事業経営の状況
南会津病院	令和6年度の患者数は、入院が延べ13,583人、外来が延べ48,926人であり、前年度と比較して、入院は1,540人（12.8%）増加し、外来は4,250人（8.0%）減少した。そ

の事業管理はおおむね適正であったと認められる。

是正・改善を求めた事項

監査した結果、次の2件の指摘事項及び1件の指導事項について是正・改善を求めた。

(指摘事項)

- ・固定資産の取得手続及び台帳等諸帳簿の整備に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

令和5年度及び令和6年度に団体甲から寄附された器械備品について、寄附受納の手続を行っていない。

また、そのうち令和5年度に受納した器械備品は、同年度中に資産計上を行わず、令和6年度に資産計上している。

受納器械備品

令和5年度 空気清浄機1台 330,000円

令和6年度 空気清浄機2台 292,600円

(是正又は改善の意見)

固定資産の取得に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

(指摘事項)

- ・医業未収金について、適正な処理を怠り、不納欠損となっているものがある。

(事実)

公務災害の認定を受けた職員等8名分の療養補償について、病院が収入調定及び請求手続を怠ったため、消滅時効が成立し、医業未収金89,080円を不納欠損処理している。

(是正又は改善の意見)

医業未収金の事務処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

(指導事項)

- ・非常用予備発電機の修繕等について、請負代金が100万円以上であるにもかかわらず契約書を作成していない。

対象機関	事業経営の状況
ふたば医療センター	(附属病院) 令和6年度の患者数は、入院が延べ3,923人、外来が延べ5,591人であり、前年度と比較して、入院は606人(18.3%)、外来は72人(1.3%)増加した。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。 (附属ふたば復興診療所) 令和6年度の患者数は、外来が延べ5,695人であり、前年度と比較して543人(10.5%)増加した。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

対象機関	事業経営の状況
ふくしま医療センター こころの杜	令和6年度の患者数は、入院が延べ26,826人、外来が延べ26,704人であり、前年度と比較して、入院は2,575人(8.8%)、外来は429人(1.6%)減少した。その事業管

理はおおむね適正であったと認められる。

是正・改善を求めた事項

監査した結果、次の3件の指摘事項及び2件の指導事項について是正・改善を求めた。

(指摘事項)

- ・内部統制が有効に機能しておらず、前渡資金の精算に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

組織内でのチェック体制が整っておらず、令和5年度に前渡資金の支払をした医療観察法第43条による入院患者の院外外出時の昼食代等について、支払日又は外出終了日から7日以内に精算すべきところ、精算遅延又は未精算のもの、さらにそれぞれについて残金を返納していないものがある。

精算遅延 9件 51,554円 (うち未返納 4件 1,904円)

未精算 116件 224,481円 (うち未返納 38件 26,166円)

(是正又は改善の意見)

前渡資金の精算に当たっては、関係規程等に基づき適正に行うとともに、組織的なチェック体制を確立すること。

(指摘事項)

- ・収入手続に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

令和5年7月31日付けで退職した会計年度任用職員1名に対し、病気休暇中に支給した過払い給与266,755円について、戻入の調定を行ったが督促を行っておらず全額未収となっている。

(是正又は改善の意見)

収入手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(指摘事項)

- ・契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

平成29年4月から令和7年2月までにリース契約した公用車8台に設置されていたカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

年 度 金 額

平成29年度 15,720円

平成30年度 31,440円

令和元年度 47,160円

令和2年度 98,090円

令和3年度 107,100円

令和4年度 107,100円

令和5年度 99,750円

令和6年度 93,500円

計 599,860円

(是正又は改善の意見)

契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

(指導事項)

- ・病院が正会員となっている団体甲の年度会費について、許可病床数減少の申出をしなかったため、令和5年度及び令和6年度分の会費が過払いとなっている。
- ・公衆電話の利用料については、利用者が使用した額を預

	り金に入れ、通信事業者に支払っているが、二重徴収等の誤りにより、令和6年度末における預り金が過大となっている。
--	---

(2) 技術監査
企業局

監査した限りにおいて、監査の対象となった工事は、工事の執行に関し、計画、設計及び積算が妥当で、工事の施工が正確かつ適法に執行されており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)